

生活交通ネットワーク計画（案）

平成 23 年 6 月

福井県 越前町

生活交通ネットワーク計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係)

平成23年6月 日
福井県越前町
町長 関 敬 信

0. 生活交通ネットワーク計画の名称
越前町地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>越前町では、市街地が分散しており、小規模な集落が田園・中山間地域に数多く点在しているなか、少子高齢化と人口減少が進んでおり、高齢者のみの一人暮らしの世帯が増加すると想定されている。</p> <p>このような状況の中、町内の公共交通網は、福井市などの近隣都市部へ通じる幹線交通である路線バス（京福バス・福鉄バス）を軸に、町内を巡回するコミュニティバス、乗合タクシーにより構成されている。これらの公共交通については、幹線交通が近隣都市部に向かう唯一の手段として、車を運転できない高齢者等が病院や商店、温泉施設や役場などの日常生活に必要不可欠な場所への移動手段として機能している。また、この幹線交通に通じる支線の役割を果たしている。</p> <p>しかしながら、町内を走る路線バスは、利用者の減少により年々赤字額が増加しており、行政負担も重くなっている。コミュニティバスも利用者は横ばいから減少傾向であり、運行に様々な問題が発生している。また一部地域では、幹線交通とコミュニティバスの乗り継ぎが不十分で、土曜日、日曜日にバスが運行していないなど住民に不便を強いている状況にある。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、朝日地区巡回ルート及び宮崎地区巡回ルート並びに織田地区巡回ルートを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
朝日・宮崎・織田地区巡回ルートの年間利用者数を5%以上増やす
(2) 事業の効果
朝日・宮崎・織田地区巡回ルートを維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的で利便性の高い運行体系が実現できる。さらには、高齢者の外出促進、地域経済及び地域の活性化にもつながる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付
5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3 回以上で足りると認めた系統の概要【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準 ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【 <u>地域内フィーダー系統のみ</u> 】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
8. 車両の取得に係る目的・必要性【 <u>車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする 場合のみ</u> 】
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【 <u>車両減価償却費等国庫補助金を受けよ うとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
(2) 事業の効果
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【 <u>車両減価償却費等国庫 補助金を受けようとする場合のみ</u> 】

10-2. 地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等国庫補助金部分）に要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

〇〇年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合計	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%

11. 協議会の開催状況と主な議論

平成23年6月7日（第1回） 事業内容・費用負担について協議・合意

12. 利用者等の意見の反映

町民を対象にアンケート調査を実施した。土曜日の運行や病院への乗り入れ回数の充実を求める声特に強かったため、そちらに重点を置いた計画とした。

13. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	福井県 総合政策部 交通まちづくり課
関係市区町村	福井県 越前町役場 まちづくり課
交通事業者・交通施設管理者等	朝日自動車株、ニュー交通観光株、福井車輛輸送株 丹南土木事務所鯖江丹生土木部 鯖江警察署
地方運輸局	中部運輸局福井運輸支局
その他協議会が必要と認める者	福井県立大学准教授、町議会議員、町身体障害者協会、利用者代表等

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
越前町	朝日自動車(株)	朝日地区巡回ルート	地域内	165	①②(1)	乗継ダイヤ調整	①
	ニュー交通観光(株)	宮崎地区巡回ルート	地域内	129	①②(1)	乗継ダイヤ調整	①
	福井車輛輸送(株)	織田地区巡回ルート	地域内	96	①②(1)	乗継ダイヤ調整	①
合 計				390			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	朝日自動車㈱
------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	685 千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	11,966 千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	11,281 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台 1	補助対象期間の 前々年度の サービス提供時間 (ニ)	時間 2287.3	経常収支率	6 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
北陸	4,931円 57銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	299円 04銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-ヌ+ル)÷リ=ワ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地						
北陸	1	泰達の社	朝日地区	経野夜場	85 日	0.9 時間	時間	時間	100%	337.1 時間	
	2	上戸	朝日地区	経野夜場	16 日	1.3 時間	時間	時間	100%	42.6 時間	
					日	時間	時間	時間	%	時間	
					日	時間	時間	時間	%	時間	
合計	2系統					時間	時間	時間		379.7 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-コ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ネナ又は去ラのうちいずれか少ないほうの額) ム
北陸	1	664,956 円	100,806 円	564,150 円	299,230 円	299,230 円	299,230 円	299 千円	149 千円		
	2	84,031 円	12,739 円	71,292 円	32,081 円	32,081 円	32,081 円	32 千円	16 千円		
		円	円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	円	円	千円	千円		
合計		748,987 円	113,545 円	635,442 円	331,311 円	331,311 円	331,311 円	331 千円	165 千円	千円	165千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から 国庫補助額を控 除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
北陸	1	1,561,626	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	197,345	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		1,758,971	円	1,593,971	円	1,593,971	円	100	%						

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	ニュー交通観光株
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	629 千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	7,804 千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	7,175 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台 1	補助対象期間の 前々年度の サービス提供時間 (ニ)	時間 1759.5	経常収支率	8 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経 常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
北陸	4,077円 29銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	356円 91銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	1回当たりサービス提 供時間 リ	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービ ス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービス提供 時間 ル	補助ブロック外乗り入れ部 分及び同一補助ブロック市 区町村外乗り入れ部分以 外のサービス提供時間の 比率 (リ-ヌ+ル)÷リ=ワ	計画サービス提供時 間 ヅ
			発地	営業 区域	着地						
北陸	1	陶寿園	宮崎地区	徳田病院	85 日	0.9 時間	時間	時間	100%	325.8 時間	
	2	陶寿園	宮崎地区	徳田病院	16 日	0.9 時間	時間	時間	100%	31.4 時間	
					日	時間	時間	時間	%	時間	
					日	時間	時間	時間	%	時間	
合計	2系統					時間	時間	時間		357.2 時間	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほ うの額	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部 分以外に係るもの	補助対象経 費	補助対象経 費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネナ又は去 ラのうちいず れか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×ワ以上の 額:コ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
北陸	1	642,666 円	116,281 円	526,385 円	236,873 円	236,873 円	236,873 円	236 千円	118 千円		
	2	61,939 円	11,206 円	50,733 円	22,829 円	22,829 円	22,829 円	22 千円	11 千円		
		円	円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	円	円	千円	千円		
合計		704,605 円	127,487 円	577,118 円	259,702 円	259,702 円	259,702 円	258 千円	129 千円	千円	129千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から 国庫補助額を控 除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
北陸	1	1,212,100	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	116,820	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		1,328,920	円	1,199,920	円	100%	1,199,920	円	100%						

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	福井車輛輸送㈱
------	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	426 千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	8,353 千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	7,927 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台 1	補助対象期間の 前々年度の サービス提供時間 (ニ)	時間 2190.1	経常収支率	5 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
北陸	3,619円 46銭	1,972円 58銭	1,972円 58銭	194円 05銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ワ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地						
北陸	1	織田病院	織田地区	織田病院	82 日	1.3 時間	時間	時間	100%	214.5 時間	
	2	織田病院	織田地区	織田病院	16 日	0.9 時間	時間	時間	100%	29.6 時間	
					日	時間	時間	時間	%	時間	
					日	時間	時間	時間	%	時間	
合計	2系統					2.2 時間	時間	時間		244.1 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-コ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ネナ又は去ラのうちいずれか少ないほうの額) ム
北陸	1	423,118 円	41,623 円	381,495 円	171,672 円	171,672 円	171,672 円	171 千円	85 千円		
	2	58,388 円	5,743 円	52,645 円	23,690 円	23,690 円	23,690 円	23 千円	11 千円		
		円	円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	円	円	千円	千円		
合計		481,506 円	47,366 円	434,140 円	195,362 円	195,362 円	195,362 円	194 千円	96 千円	千円	96千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から 国庫補助額を控 除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
北陸	1	734,751	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	101,393	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		836,144	円	740,144	円	円	%	740,144	円	100	%	円	%	円	%

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	越前町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	23,982
交通不便地域	8,677

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,674	糸生地区	山村振興法
1,549	萩野地区	山村振興法
5,454	越前地区	過疎地域自立促進特別措置法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(3.)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図